

税務情報

国税庁 — 「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度（FAQ）」の公表

2024 年度税制改正では、OECD で策定された非居住者に係る暗号資産等取引情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「暗号資産等報告枠組み」（CARF: Crypto-Asset Reporting Framework）を実施するために、国内の暗号資産交換業者等に対し非居住者の暗号資産等に係る取引情報を税務当局に報告することを義務付ける「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」が法制化されました。本制度は、2026 年から暗号資産交換業者等による対象取引の特定手続が行われ、2027 年には、暗号資産交換業者等から税務当局へ 2026 年分の報告が行われるとともに、租税条約等に基づき、「暗号資産等報告枠組み」に従った税務当局間の自動的情報交換が開始されます。

国税庁は 9 月 22 日、本制度に関する情報を集約して掲載している「[暗号資産等報告枠組み \(CARF\) に基づく自動的情報交換に関する情報 \(「CARF コーナー」\)](#)」の「[FAQ](#)」のページにおいて、以下の資料を公表しました。

■ [非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度（FAQ）](#) (PDF 600KB)

この FAQ は 2026 年 1 月 1 日付施行の法令に基づいて作成されたもので、全 26 問の Q&A を用いて、本制度の概要や暗号資産等取引実施者による暗号資産交換業者等への届出書の提出、暗号資産交換業者等による届出書の記載事項の確認及び報告事項の所轄税務署長への提供等について詳細に解説しています。

なお、「Q4 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の概要について教えてください。」の「(概要)」 「4 その他の留意事項」には、本制度は「暗号資産等報告枠組み」に従った自動的情報交換を実施する法律として立案されたものであることから、その規定の解釈・運用は、原則として「暗号資産等報告枠組み」のガイダンスである OECD のコメントリーを踏まえてなされることになるとして、OECD のウェブサイトに掲載されているコメントリーのリンクが掲載されています。

《参考情報》

OECD は、上記の「暗号資産等報告枠組み」の策定とともに、税務当局間で非居住者の金融口座情報を提供し合う自動的情報交換に関する国際基準である「共通報告基準」(CRS: Common Reporting Standard) についても改訂を行いました。2024 年度税制改正では、この改訂を踏まえて「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の見直しも行われています。(見直し後の本制度の実施スケジュールは、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」と同様とされています。)

これに伴い、国税庁は 9 月 22 日、本制度に関する情報を集約して掲載している「[共通報告基準 \(CRS\) に基づく自動的情報交換に関する情報 \(「CRS コーナー」\)](#)」の「[FAQ](#)」のページにおいて、「[非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度 \(FAQ\) \(令和 8 年 1 月 1 日以降用\)](#)」(PDF 942KB) を公表しました。FAQ は、2016 年に初版が公表された後、数回にわたり改訂されてきましたが、今回公表された FAQ は、2016 年に公表された初版の FAQ が「共通報告基準」の改訂を踏まえて全面改訂されたものです。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.